

# 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。豊頃町ではヘルメット着用普及促進のため、購入費を補助します。

## ●補助対象者

- ・豊頃町の住民基本台帳に登録されている者で、現に当該住所に居住している方
- ・令和6年4月1日以降に豊頃町内の販売店でヘルメットを購入した方

※過去に交付を受けている場合も、交付から3年を経過した場合、補助の対象となります。

※補助対象者が未成年者の場合は、保護者が申請者となります。

## ●補助対象となるヘルメット

- ・SGマーク、JCFマークまたはそれに準じる安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット

※令和6年4月1日以降に豊頃町内の販売店で購入した場合に限る。

## ●補助額

- ・ヘルメット1個につき、上限3,000円（3,000円未満については購入価格とする。）
- ・補助対象者1人につき1個まで

## ●申込方法

次の書類を添えて役場住民課へ申請してください。

- ・申請書（役場住民課に備え付けてあります。または町HPからダウンロードできます。）
- ・領収書やレシートの写し
- ・安全基準の認証が確認できるもの（認証マーク保証書、写真等）
- ・振込口座の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードの写し）

## ●その他

詳しくは役場住民課生活環境係までお問合せください。

☎ 015-574-2213



## 申請手続きの流れ

- 1 町内販売店でヘルメットを購入(補助対象となるヘルメット)  

- 2 補助金の交付申請 (必要書類を役場住民課及び大津支所へ提出)  

- 3 審査 (町で申請内容を審査します)  

- 4 交付決定 (決定通知書類を申請者に送付します)  

- 5 補助金交付 (指定の口座に入金します)